

# 西東京市道路反射鏡設置基準

## 第1 目的

この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第10号により道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定されている鏡（以下「道路反射鏡」という。）の設置等について定めるものとする。

## 第2 用語の定義

- (1) 道路 道路法第2条に規定されている道路をいう。
- (2) 市道等 道路及び西東京市特定公共物管理条例（平成14年西東京市条例第11号）第2条第1号に規定する道路をいう。

## 第3 設置する箇所

西東京市（以下「市」という。）が市道等に道路反射鏡を設置をする箇所は、次に掲げるとおりとする。

なお、道路反射鏡を設置する場合には、車両等の出入りの関係、他人の敷地を占有すること、防犯上の問題が指摘されること、景観上の問題等から隣接する土地所有者又は家屋所有者等の承諾を得ることを原則とする。

- (1) 市道等の信号機のない十字路、T字路、カーブ等で特に視認性の悪い箇所、又は、隅切りされているが支障物件があり、特に視認性の悪い箇所と認めた場合に設置する。
- (2) 市道等の一方通行の出口等で信号機がなく、特に視認性の悪い箇所と認めた場合に設置する。
- (3) 市道と市道に接続している私道で、一般車両の交通量が多く、公共性がある道路であると道路管理者が判断し、特に視認性の悪い箇所と認めた場合に設置する。
- (4) その他、道路管理者が必要と認めた箇所。

## 第4 道路占用許可

- (1) 私道から市道等に接続している道路で、視認性が悪く私道内に道路反射鏡を設置する場所がないと道路管理者が認めた場合で住宅会、自治会等の団体からの申請があった場合には、道路反射鏡の占用を認めることとする。

なお、申請内容に変更があった場合は、道路管理者に届出ること。

- (2) 市道等に接続している私有地等で20台以上収容している駐車場の出口で、視認性が悪く私有地等に道路反射鏡を設置する場所がないと道路管理者が認めた場合には、道路反射鏡の占用を認めることとする。

なお、申請内容に変更があった場合は、道路管理者に届出ること。

- (3) 前各号で設置した道路反射鏡の維持管理は、申請者が責任を以って維持管理する。又、不要となった道路反射鏡は、道路管理者に届出て自費工事で撤去するものとする。
- (4) その他、道路管理者が必要と認めた場合。

## 第5 道路反射鏡の移設等

- (1) 建物の建替工事又は土地の売買等で道路反射鏡を移設、又は、撤去する場合は自費工事とする。ただし、宅地内等に設置されている道路反射鏡の場合は、道路管理者において移設、撤去する。
- (2) 道路反射鏡を設置したことにより、人身事故及び物損事故が発生し、危険であると市が判断したときは撤去するものとする。

## 第6 自費工事

- (1) 第4第1号及び第2号に該当する申請。
- (2) 開発区域内の開発行為後の増設、移設、撤去工事。
- (3) 私道から市道等に接続している箇所道路管理者が道路占用を認めた工事。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この基準は、平成18年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この基準の施行前に設置された私道から市道に設置された道路反射鏡については、この基準施行後、撤去されたときはこの基準によるものとする。